

河床掘削業務 特記仕様書

第1条 施工管理等

1. 工事写真は同一箇所から施工前・施工状況・施工後を対比できるように撮影し、撮影箇所は3箇所以上とすること。また、積込運搬状況・処分場搬入状況についても撮影すること。（今回の工事写真は、電子納品の対象とする。）
2. 土砂等の搬出完了時には出来形図及び数量表を提出し、監督員の立会を受けること。
3. 施工後に再度堆積した場合等、監督員の出来形確認を実施している箇所については、再施工義務の対象外とする。

第2条 土砂の運搬等

1. 土砂等の搬出先については、下記のとおりとする。
搬出先：阿南市加茂町黒河 22-10（太龍鉦山建設残土処理場）

第3条 その他

1. 上記以外で疑義のあるものについては監督員と受注者で協議の上、決定するものとする。